

2026年5月26日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 大越 昇一
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

上場投資信託 (ETF) の設定・交換 (解約) 単位変更に係る

投資信託約款の付表変更等に関するお知らせ

当社は、本日、以下の通り、対象ETF (計7本) の投資信託約款の付表 (以下「約款付表」といいます。) を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象ETFおよび変更の内容]

対象ETFの設定・交換 (一部解約) 単位を、約款付表の変更適用日 (次頁参照) 以降の申込分より、下表の通り変更いたします。

これに伴い、約款付表における設定・交換 (一部解約) 口数および信託終了時の交換口数を、次頁以降の新旧対照表の通り変更いたします。

	ファンド名	銘柄コード	設定単位 (口)		交換 (一部解約) 単位 (口)	
			変更後	変更前	変更後	変更前
1	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信	1311	100,000	200,000	100,000	200,000
2	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信	1489	(小) 25,000 (大) 150,000	150,000	25,000	150,000
3	NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信	1559	10,000	40,000	10,000	40,000
4	NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信	1560	20,000	30,000	20,000	30,000
5	NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信	2529	(小) 50,000 (大) 500,000	(小) 100,000 (大) 500,000	50,000	100,000
6	NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数 (セレクト) 連動型上場投信	2643	20,000	50,000	20,000	50,000
7	NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信	200A	(小) 50,000 (大) 500,000	(小) 100,000 (大) 500,000	50,000	100,000

[変更の理由]

投資家の利便性および運用状況等を勘案し、変更するものです。

[約款付表変更と書面決議または異議申立の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

[約款付表変更の日程]

約款付表変更の届出日：2026年6月23日まで

約款付表変更の適用日：

2026年6月24日 NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信
NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信
NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信
2026年7月15日 NEXT FUNDS MSCI ジャパンカントリー指数（セレクト）連動型
上場投信
2026年9月30日 NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信
2026年10月28日 NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信
NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信

当該変更は、東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買単位について変更するものではありません。

[当該変更に係る新旧対照表]

NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~6. <略> 7. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める口数は、「 <u>10 万口</u> 」とします。	(付表) 1. ~6. <同左> 7. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める口数は、「 <u>20 万口</u> 」とします。

NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ~2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「 <u>2 万 5,000 口</u> 」または「 <u>15 万口</u> 」とします。 4. ~6. <略> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「 <u>2 万 5,000 口</u> 」とします。	(付表) 1. ~2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「 <u>150,000 口</u> 」とします。 4. ~6. <同左> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「 <u>150,000 口</u> 」とします。

NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「1 万口以上かつ 1 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>4. ～6. <略></p> <p>7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「1 万口以上かつ 1 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>8. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「4 万口以上かつ 4 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>4. ～6. <同左></p> <p>7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「4 万口以上かつ 4 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>8. <同左></p>

NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <略></p> <p>3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>4. ～6. <略></p> <p>7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「2 万口以上かつ 2 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>8. <略></p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～2. <同左></p> <p>3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「3 万口以上かつ 3 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>4. ～6. <同左></p> <p>7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、<u>「3 万口以上かつ 3 万口の整数倍」</u>とします。</p> <p>8. <同左></p>

NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <略></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、<u>「5 万口」</u>または「50 万口」とします。</p> <p>5. ～6. <略></p> <p>7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、<u>「5 万口」</u>とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、<u>「10 万口」</u>または「50 万口」とします。</p> <p>5. ～6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、<u>「10 万口」</u>とします。</p>

NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <略></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口</u>」とします。</p> <p>5. ～6. <略></p> <p>7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「<u>2 万口</u>」とします。</p>	<p>(付表)</p> <p>1. ～3. <同左></p> <p>4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「<u>5 万口</u>」とします。</p> <p>5. ～6. <同左></p> <p>7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「<u>5 万口</u>」とします。</p>

以 上